姬 姓 說 K

江

頭

広

つて姫姓である所から、同姓たる魯の哀公と婚すべきでない。従つて、 はっ 今まで述べられて来た。 春秋哀公十二年夏五月に「孟子卒」と記載されてゐる記事について、與国は大王の子泰伯の子孫であり、 夫人某薨」とあるべきなのに、孟子の場合は単に前記の如く「孟子卒」と記載されたのであるとする説 夫人の斃去の際に於ける春秋の策蓄の 従

仁 に非ずと考へらるる旨、 ついて、 ځ の事について、 私なりの考察に基いて述べる事にする。 加藤常賢博士より、呉の泰伯の郷呉については、一箇の説話と考ふべく、 御教示を受けた。その論 拠については、詳しく承はる機会を得なかつたが、 従つて具は姫 この 16 -

先 **づ呉太伯莾呉の事は、** 明らかに一箇の説話にすぎないであらう。史記具世家に、

犇荆 歴、 太伯 以及昌、 、自号句具、 太伯 於是、 弟仲雅、 太伯仲雅二人、 皆 周大王之子、而王季歷之兄 乃犇荆蛮、 文身断髮、 也、 季歷賢 示不 可用 itti 有 **聖子昌、** 以 辟季 胚 大王 欲 太 伯 立

とあ る。先づ第一に、この大王と王季と文王との在位年数を見ると、 明かに不合理な点が見出 一され る。 述

之について、

蛮

豊鎬考信録巻一に於て

Ħ. + 目 24 年、 而後季膛 当祖 殷王小乙二十六祀、 甲之二十八祀 卒、大王剪商 之志、 古公遷岐、又四十四年、当武丁之四十一祀、 而 文王生、 類大伯 是 不従而逃之、 年 古公卒、 是以 遷岐 武 至 T 是、凡 得以中與、余按、 ル + 七 而李胜 年、又

立立、 七 柑 大 年 岐 王 Ż 享 始 A 凡 生 国 櫆 百 姜女 世 大 猶 籴 未 年 任 同 及 文 何 摷 来 王 以 筹 与-百 預 柞 則 知 紂 有 槭 季 数 其 同 未 胜 畤 + 有 之生 才、 及 聖 抜 m 孫 大 季 王 剪 太 塍 īfij 姜 太 附 乃 又 当 安 年 在 伯 得 不 小 百 又 下 将 易 Z 才 之 譲 六七 之 季 世 殷 於 爏 + 自 才 於 以 小 誰 後 平 Z Ξ 四 至 舛 世 当 -誤 补寸 八 四 如 凡 + 世 年 此 始 世 此 生 m 必 去 巻 文 岐 無 兄 之 王 之 終 後、 於 事 弟 後 也 及 九 武 丁

と言 季歴については

帝

īfii

命

之!!!

王

季

之

可

詳

考

Z 紀 安 年 得 以 殺 季歷 者 文 Ŧ 孔 事 叢 子 不 以 命 李 塍 者 帝 Z, 帝 乙文丁 之子 也、 季 歴 既 死 於 文丁 之

と言 ないとしても、 \$ ح れ等 完全に史実に基くものでない事を明らかにしてゐる。 諸歴史書に於て、 紀年に誤のある事は、 との大王王季文王を通じての説 話 か たと ~

ので、 に歪 見 岩 造 みても、 3 て証 によりて、 n 次に、 た人物 朔 6 た 短 された。 太伯莽吳說話 Ł 叔兄の存在が明らかでない。しかも王季が「孝」を称してゐる事は、この兄弟 れた説 太伯與仲王李三兄弟についてであるが、これについては、 であ に記 ので 歴史上に実在した王朝である事が証 あ る す 話 义、 かの ٤ が らうとも考へる事 成立 の原形を求める事は全く無駄な事とは言へないと思ふ。 全く架空の人物が歴史上に創 如き疑を抱かしめる。一仮説として、 伯仲叔季 すると考へる事が、 なる字が兄弟依次之称であるとしても、 が出来やう。 塍 史上 明され、又貝塚博士は、② しかし乍ら、 一の説 造せられる事はあり得 話を 季歴なる人物があつて、 解釈する場 先年まで説話上の王朝と 私は「字について」 合に於け この兄弟 ないのであつて、 犬戎と周と は叔兄 る 私 の立 太伯伯奠 が単な なる論文に於 の戦を、 さ 玄 場で 欠く、 れた 何 る説 **4** 殷 仲 あ る 甲骨文字に が ts. 諸書 办 の事実 話上 る人物 殷 を T 一に作 墟 述 <u>ታ</u>ጓ Ø) Ø が ŋ 基 7 た 創

太 伯に 王 ついて、 周 溪 王 太伯は輿仲と行を共にしたのではないとする説がある。 癈 長 立 小 膺 主 猶 或 ボ 為 况 大王 乎、 聖 人之生、 催述は、 固 豐錦考 於 常 信録巻九に 児 於て、

創

作

で

符 壮 mi 後 且 大 王 安 知 王 季 之必 伝 之文 王

と先づこの説話の予盾を突き、

又按、 之王季、 詩云、 綸 語 逸 柞城斯 民 有 旗 抜 仲 mî 松 柏 無 太 斯 伯、 兌 帝 imi 亦 作 邦 似 作 独 旗仲 対 亦 自 太 未 曫 伯 為君 E 季、似 者 太 或 太 伯 伯 己 誉 既 立 君 之後 周、 Mi 譲 後

と述べて、太伯は一旦即位の後、 王季に位を譲つたと考へてゐる。又王応鱗も困学紀聞巻四に於 て、 左伝哀五

之虞仲、虞仲逃之而

後、讓之王

一季乎、

年に、 「太伯端麥、 伝言、太伯端委、仲雅断髮、史云、二人皆文身断髮、 以治周礼、 仲雍嗣之、 断髪文身、誠以為飾」とあるを根拠として、 髪、

示不

可用、文身断

自

群害

遠 適荆蛮、 周人不知其**処、**何以須示不 可用、 皆 過之謎 也、

ح **史記の矛盾をつき、又翁注困学紀聞引、** 薬夢得の言に は

以 春秋考之、断髮文身蓋仲雅、泰伯無与

とあつて、 に史記楚世家伯霜条に、 何れも、 太伯と眞仲を分離して論ずべき事を説いてゐる。

熊 厳十 年 卒、 有子四人、 熊厳 卒、 長子伯 霜、、 代立、 熊 箱卒、 仲 靈 死、 叔 堪亡、 mi 业

狗 立

۷ あ 向じく、 楚世家昭王条に、

昭 王病 甚 譲 其 弟公子申 為 毛 不 可、 又譲 其 弟 公子 結、 亦不可、 ፓኃ 譲 次 弟 公 7 閮 五

譲 乃許 為王

とあり、 又具世家諸樊条に は、

季 札譲 夢、 不 可 有子四人、 於是乃立長子諸樊、 長日 諸 樊、 次曰 摂行事当国、十三年王諸樊卒,有命授弟余祭,欲伝以次 余 祭、 次 氽 蛛、 次 e 李札、 李 札賢、 īfij 筹 夢 欲 立之、

弟

は、 称さ ٤ あつて、 するに、 太伯と王季との間にも同様 た Ø 結 国 は も之に基くものであ 太伯 局 於 前引「字について」なる論文に於て、この長子と末子との間に存在する特殊な関係 札 本 に関しては、 は 札 即 imi 位 止 し なか 以 政仲 と異 n, な関係が つたので 称先 又王季 王 あり、 なり、 寿 あるが、 Ø 夢之意、 即位前 一旦即位の後、 王季が第三子でありな 長子と末子との K 且 太伯の 嘉季 札 即 王季に譲 之義 間に 位 が あつたであ がら「叔陸」と称されずして 特殊な関係 位 妃 したと見るべきであり、 弟皆 らう事を が 欲 あつた事 致 国 述べ は 令 た。 考 以 槲 を以 然 一季 6 至 ŋ 歴ーと てすれ Ł n

ば、 太伯に ついては「莾具」 の事は 認 85 がたい。

- 仲 太 に関 伯 與 する説話 仲 大王 であるが、 之昭 也 との 太 伯 政 仲 不 につ 従 是 1, 以 T ボ Ø 古文献 を見 伝 僖 る ٤ 公 五
- (4) (3) (2) (1) 伯 端 姿 以 治 周 礼 仲 雍 嗣 之 断 文 祀 身 (左 减 以 為 飾 (左 年 伝 哀 公 七

膜

仲

夷

逸

隠

居

放

言

身

中

清

撥

中

権

論

語

微

子

簈

年

舶 断 太 伯 子 示 ぶ 叔 垄 可 太 伯 用 立 弟 ::: 叔 仲 逄 雅 具 卒 太 伯 皆 卒 子 周 周 大 草 Ξ 無 之子 立 子 是 弟 仲 時 īmi 王 周 雅 立 武 秊 王 膛 之 是 兄 為 求 太 呉 也 伯 仲 **** 仲 雍 雑 太 之 仲 伯 後、 维 仲 4 维 得 乃 子季 周 革 簡 蛮 立 周 文 身 季

る。 因 而 封 之、 75 對 周 茸 弟 雌 仲 於 周 之 北 故 夏 堀 是 為 雌 仲 史 記 與 世

と四四

沓

があ

そ 伯 與 称 ے れ等 即 泰 大 仲 本 の岐 伯 名 王 雍 之 仲 之 端 仲 孫 昭 委 或 、以 は仲 也 mi 不 以 雍 治 其 指 此 K 追 周 封 仲 つ 原 礼 雍 雌 いての諸家の説 雌 仲 始 仲 然 名 雅 封 īmi 嗣 旗 国 亦 z, 仲、 国 所 始 を見ると、 但 蓋 大 王 称 周 以 仲 章 之 為 昭 此 雅 之 先 弟 此 3 者 毛 Z 不 仲 奇令 称 封 雍 此 之 猫 国 政 は 魯 仲 曾 耥 孫 公 実 語 對 惟 也 檔 惟 求 僖 大 Ŧ 爚 王 左 魯 五 K 之 年 伝 於 阳 宮 周 哀 て、 之 七 故 奇 也 年 日 子 封 其 所 太 服

也、而在伝日、魯衛毛聯、文之昭也

る論 と言 大王之昭 である。 ふが、太伯の弟仲雍と、周章の弟冀仲を折角区別しておきながらも、周章の弟冀仲即ち大王の玄孫を以て、 也」と言ふは、 昭穆の本義たる「穆生昭、 昭生楼」(9) なる、 祖孫同班、 父子異斑の法則の を知らざ

即ち、仲雅廙仲の昭穆関係は、



であつて、僖五年の虞仲は大王の昭、 史記 泰 伯 之 奔荆 蛮 自 号 句 **史記の虞仲は叔莲の穩である。次に、顧炎武は日知録卷八虞仲条に、** 具、 荆 蛮 義之、 従 ītij 帰之千 余 家、 立 為 吳 太 伯 太 伯 卒、 無

と先づ史記の文を述べて、

子、

弟

仲

雅

立

云々

武 Ŧ 王 按 之昭 之 崻 国 則 也 滅 仲 雍 而 則 具 封 誚 周 仲 章 雍、 仲 之弟 维 為 m 與 於 奥 仲 其 仲 故 仲 煶 墟 雍 袓 之曾 孫 75 尚号、 有 孫 虞 也 仲 0 且 之 殷 件 名 畤 雍 耳 諸 君 候 吳 有 論 與 語 不 逸 当 民 国 背 虞 詩 與 仲 所 夷 云 古 逸 具 虞 與二 芮 左 伝 質 字 大 厥 多通 伯 成 與 者 用、 仲

則仲雅之称吳仲固有微矣

窃

疑

_

書

肵

称

與

仲

並

是

具

仲

之

也。

又

放

越

春秋

太

伯

日

其当

有

封

者

呉

仲

也

と言つて、仲雍と眞仲の別を論じてゐる。即ち彼の論によれば

太 伯

仲雍 (史記、 左伝哀七年)

虞_二 仲 (論語、 左伝僖五年)

周

仲 (奥越春秋、日知錄)

り、 虞に於て国を創建した人物であると述べてゐる。しかしながら虞国と呉国は一応阿 具仲の誤であり、この呉仲とは同時に、 となる。 又、呉に君たりし虞仲が論語に於て逸民と称せられる事は不合埋である。 則 ち、 左伝僧五年に言ふ大王の昭たる虞仲及び論語に言ふ逸民たる虞仲は吳虞同音なる所か 太伯 の弟仲雅の事である。 娸 仲とは仲雅の曾孫 者 共周初に存 にし て、 周章 在したのであ の弟 ら、 たる 太

そこで、 催述は豊鷄考信録 巻九に於て、

伝 虞 太 氽 之仲 按、 仲 伯 imi 雍、 有 太伯 伝 所 国 疑 君 謂 具、 史記 豈容 衈 仲 復 ĪΠ 謂 称 乃大王之子、 因 見 Ż 與太伯、 逸、 裒 七年 然則 仲 伝 仲 哀 君 非 周 呉 维 七 草 嗣 年 īffi 之 伝 旗 太伯之文、 弟 仲 之仲雅 也 有是 若至 逐 非 理 誤以 乎 太王 仲 之曾 仲雍為太伯、 之子、 且 孫、 腧 語 大王之子 始 以 遷 旗 於 因 仲 嵗 自 以伝之虞 為 逸 称 則 旗 民 伝 仲 不 仲 若

と 書 ج<u>د</u> ه 属 彼の説 Ż 周 を図示すれ 草 之弟 也 は

伯

虞仲 左 伝 僖 五

.展、 仲 論 韶

左 伝 哀 七、 史 記) *****

史

記

殿 腧 ٤ 後 語 る。 逸 Ø 仲 民 雍 即 たる政仲と、 は、 ち、 太伯 史記に於ける周章の弟たる冀仲は抹殺され、左伝禧五の太伯の弟にして虞国の君たる冀仲と、 の弟に非ずして呉王となつた人物であると考へられる。 左伝良七及び史記の文身断髪せる大王の子に非ざる仲雅とがある事になる。 然らばこの

與 との 崔述 ついては、 の 論に於て、 舷樾が群 論語に於ける與仲と、 経平識巻 四に於て、 左伝史記に於ける虞仲とを区別したのは正し v 論語に於 11

る

A 仲 樾 灘 雅 案、 即 君 樾 具 仲 子 不 孫 詳 世 何 人、 有 具 国、 旧 説 豊 以 得 為 目之為 仲 维 非 民 也 Ø 仲 疑 雅 旗 在 仲 伯 夷 75 叔 春 斎 秋 前 時 百 踑 余 公 年 之 弟 世 当 反 桓 + 列 年 其 左

伝 無 宣 従 蓋 뗈 雕 氏 炎 武、 欲 旗 仲 為 呉 仲 ٠ 恐 区 失之 矣。

論語に於ける虞仲は、太伯虞

とあ

伝

有

玉

杜

以

公之

弟

仲

耳

君

Ż

弟

毎

嵷

国

之

七 叔

年

李

在二 注

年 為

陳 麒

叔

皆

是

也 娗

旗 亦

仲 其

次 独

伯

夷

叔 当

斎 畤

之後 国

殆

亦

譲

国 以

之 伯

鬒 仲

公

子乎

るに尽きる。

具 Ø 雅を論ずる際、 論語 の戯仲を以て、 呉仲即仲雅なりとしたのは、 誤である。

仲説話とは無関係

であり、この点催述の論は正しく、

れば、 於ても、 カ べくて、 その論に明確さを欠くが、 上記の諸 説 を見れ ば 春秋及び史記 崔述の論が最も論理的であると言へる。そこで眞仲に関する説話を整理す の説に既に混 同を生じてゐる為、 これを解釈 する諸学 者 0 間 K

大王 大伯 王 ②仲 政 季 翼 仲 へ 左 左伝哀 伝 僖 七、 五 史 記し : 図 仲 革 史 記

炎武が、

となり、

事 旗 伯 O 0 公公の を嗣 の戯仲 既に矛盾を含んで居り、 あ いだとする左伝哀七、 る限 で は「大王之昭」にして、 り、 従って、 新に封ぜらるる筈がなく、一箇の説話として沫殺さるべきである。 左伝僧 史記はこの哀七年の記 及び史記の記事 五の眞仲の子孫で同名で 與国 の君であり、 が誤である事は、 **②** 事を其儘誤つて引用したので の仲 あ る。 雑は @の膜仲 京七年の記事に「太伯端委、 「文身断 は 髪」せる呉王としての (1) の與 ある。 仲即ち大王の子の ③の膜 仲雅文身」と 仲雍 仲 は春秋 政仲 であ 時代 が

られ Ļ 0 以上 人」とあつて注に「虞人也」と言ひ、 づ呉音と戯音が多く通用して用ひられた事を考へて見たい。史記趙世家に「呉広内其女孟姚」 何故であり、 司馬貞 更に別 の如しとすれば、 は史記索隠に「古典具音相近、 に仲雅説 义呉に太伯莽呉説話が(仲雅及び虞仲説話を含んで)行はれたのは何故 話、 太伯莾呉説話は、太伯 周草 弟政仲説話が、 水経注 故舜後亦 具に存在 は周にあつて即位した後、 K 姓 吳 したと考へる事が出来る。 とあり、 爾雅 釈名に「呉冀也」とあ 之を王季に伝へ、 然ら ば か. 戯 仲 與 9 仲 が 虞 は ٤ K 石鼓文 嬩 あ る 国 K 對 対 た 世

呉山存汧県西、古之汧山也、国語所謂虞也

とある。更に顧炎武は日知録巻四に於て、

於此、 為 陽 伝 詩 乎。 定 不 具 是 Ш 四年、 水 為 櫨 之省 敖 旗 在 公、 西 晉士 上 為 濼 後漢 相 魯 有 鞅 也、 武 具 帝 衠 郡 城 今昆 孔 紀 国 志、 題 引作 史 ш 記 太陽 有 飾 秦 不 浦 飾 本 政 有、 伐 紀 名 不 慧、 大獎 鮮 虞 吳 昭 衛 Ш 小 衰 奠、 Ŀ 王 尉 本 或 有 五 衡 如 作 + 方 俗 碑 謂 具 城 Ξ 辞 年 Z 大 水 楊 弓! 呉 用 経 伐 小 艦 注、 不 魏 具、 日 與 取 不 具 亦 揚 作 模 具 城 古 書 嫫 地 膜 城 周 字 武 省 王 志 與 文 ボ 對 河 z 太 東 如 伯 郡 為 後

ح 以同音にし て 具 は腰膜 と記さ n, 更に 具 は膜 の省 文なる事 を説 いてゐる。 そして、 具世 家 K 於て 周

城

草弟與仲所封の地を、

武王封周章之弟政仲於周之北故夏墟

と述 H 知録 擴されるであらり。更に、この地について銭穆は「古三苗張 後漢書郡 べてゐるが、 にも引くごとく、 国志に「大陽 先にも述べた如く、 河東郡大陽県の虞城であり、 内吳山上有虞城」と言ふ地である。即ちこの地が呉城とも隣城とも称されてゐた事 この與仲は、周章の弟でなく、太伯の弟であるとすれば、この地は 漢書地理志に、「河東郡太陽呉山、 城考」に於て、 在西上有呉城」と言 前

Ш 111 大 伯 盛 為 间 陽 Щ 起 地 至 名逝 之 地 所 稽 東 証 刜 冮 荆 之 故 統 伯 南 常 禹 蛮 得 與 括 虞 之 連 貢 Ξ 地 亦 ďi 專 仲 其 苗 為 則 E 遠 志 Ш 未 焉 荆 Ż 之 之 為 初 所 苗 遠 国 蛮 荆 Щ 誤 謂 称 太 意 逃 余考 説 及 会 伯 江 稽 亦 旗 遂 衡 如 衡 水 南 周 経 此 以 州 山 叉 均 仲之国 初 云 河 在 名 F) 太 惟 伯 m 地 積 其 荆 衡 水 有 理 久 北 jnj 與 州 Щ 也 注 蛮 東 īfīj 仲 者 者 Ш 以 又足 之号 床 之 Ż 太 衡 諸 越 之、 居 荆 陽 Ш Щ 自 具 絶 [17] įπ 越 為 也 即 有 指 書 茅 東 古 東 古 亦 会 亭 įūj 浦 秋 衡 余 苗 稽 云 考 東 称 越 Ш 阪 Щ 者 以 周 大 衡 臦 议 刀り Щ 域 至 茅 间 初 陽 秋 馬 安 Щ 者 戎 之 巡 地 亦 東 邑 称 邑 꿱 於 天 14 南 之 此 F 極 之 Ш 及 荆 切 龊 亦 在 荆 在 茅 定 共 古 会 得 蛮 Щ 蛮 証 阪 Įúķ 登 本 茅 其 東 文 稽 īdi m Ξ 在 助 声 Щ 古 而 惟 言 苗 之 己 証 楷 以 궆 何 Ż 失 称 以 秋 転 朝 在 東 此 其 **±** 時 太 群 越 大 Щ 夜 陽 其 臣 州 既 先 處 荆 宜 自 仲 Щ P) 則 蒲 正 以 名 釆 Ξ 称 称 則. 阪 説 苗 茅 菜 苗 自 迄

と言ふ。そして斑敗に

王 令毛公 …… 伐東 或 撩戎、威、王令呉伯、以乃 左比 毛父

とす ح あ つて、 れば虞 仲 陳槃氏は、 が建国した虞の地は又呉ともよばれ、虞君は呉君ともよばれた。そしてその地の近くに南方民族 「春秋大事表列国爵姓及存滅表 灘與與国条的 اد • 「此與……即虞 也 と述べてゐら n

考ふべきであつて、 かい 説話とした事 周 八初存在 は充分あり得る事 したとすれば、 「民族 の移動」 同音の江南の地「呉」に住む南方民族が、 であ る。 即ち、姫姓が江南の地に至つて建国したと考ふべきでは しかしなが 5 これは飽くまで説 この説話を南方に伝へて、 話 の 伝播即ち「文化 な ر با 0 の伝 播 自 国 ٤ O 建国 して

之国」と言 それは先つ春秋三伝に於て呉を如何に見てゐたかを調べても明かである。 U. 穀梁伝襄十三年には、 「呉夷狄之国 也 祝髪文身」と言ひ、 即ち、 公羊伝には、 左伝襄十 年に は 吳 東

主中 狄 夏 也 国 戌 辰、 (昭 也 = + 賈 呉 注 敗 Ш 頓 胡 年 今 公 具 沈 羊 席 蔡 陳 伝 上 而 許 之師干鷄父、此偏戦、 言 戦 則 主中 国 辞 也 $\overline{}$ 然 曷 為 則 以詐 曷 為 不 戦之辞 使 中 言之、 国 主 之 不 ф 与 夷 狄

之

- (2) 夏 叔 孫 僑 内 諸 会 晉 夏 宋 īmi 外 斉 夷 衡 狄 倒 也 成十 会 呉 六 *** 年 公羊 曷 為 伝し 殊 会 具、 外 呉 也、 曷 為 外 也 春 秋 内 其 国 mi 外
- と言ふ、 (3)之主 即ち呉は姫姓と言 公会 中国 晉 也 候 及 (京 與 子干 十三年 はれながらも夷狄を以て目されてゐるのを見ても、 冀 池、 公 羊 伝) 呉何 以 称 子 • 具 主 会 也 • 具 主 会 中 則 原の人々が呉を夷狄 愚 為 先 書 晉 候 不 とし 与 夷 狄

次には、岡崎文雄氏が支那古代史要に於て

捌

してゐる事がわ

かる。

北 方 呉の公家が周の系統である事は後世史家の附会にすぎな Ď١ ら移動したと言う形跡はみえない、 むしろ蘇州方面を中心とする南方の一酋長 1: 具に関する色々の物語 の家 を綜 柄 合して で あ ろう。

南方民族の 次にあぐべきは中原の姫姓に対して、文化が全く異なる点である。 風 習で あ る事 が 明らかである。その他 に特にあぐべきは、 その名号である。元米中国 所謂「文身断髪」は越も この 0 名号には二 風 俗

種類ある。

擶

n

てゐるやうに、

具国に関

する説話には北

方から移動した事を示すものが全くな

春秋左伝桓六年に申艦が桓公に対へた言として、

名有五、 有僧 有義 有象有仮有類 、以名生為信、 以德命為義、 以類命為象、 取 於 物 為 仮

於父為 独

宣公 とあるごとく、 成公黒肱、襄公午昭公稠定公宋、哀公蔣等概ね一字名である。これに対し、他の一は、 意義によつて命名される。 そして、魯に於ける如く、 桓公允、 莊公周、 閔公啓禧公申、 左伝宣四年に、 文公與

若敖、釋敖、蚡冒、堵敖、郟敖等二字又はそれ以上の字数の名を持つてゐる。 と言ふ如く、漢字の意義によらずして恐らくは語源 楚人謂 乳穀、謂虎於蒐、故命之(子元)曰鬪穀於嵬 を異にせるものの漢音訳 ~ ある。 そして楚に於ける如く、

この名号の分類に基いて呉の諸王を見ると、 意義に基く名は、

太伯、 雅 季 簡 叔 建、 歐仲 季 礼

音訳 による名は、

遂、柯相、 雅 鳩夷、 余楯 疑 吾、 柯倣 周 櫾 屈 羽、 夷吾禽処、転、 頗高、 句卑、 去斉、 寿

であつて、 眀 かに姫姓の魯等とは異なる命名法であり、且つ意義に基く名を持つ者は、 余祭 余昧、 州干、 闔虛 夫差

姓 説

に非ざる事の決定的

話

K

関係

ある者である事を指摘できる。この事は、

太伯奔呉伝説が呉に対して無関係な事、

その大部分が大伯奔呉

ひいては

な証拠であると言へやう。

呉」の地方に、太伯奔吳伝説 以 'n٠ Ł からば良 の事 からして、 仲 は 何故に虞に建国したのである 薁 仲 は虞 が訛伝したものであり、戯は姫姓であるが呉は姫 に於て建国したのであり、 か。 加藤常賢博士は「呉許呂姜姓 **此の近隣に南方民族が** 姓でない事が明らかであらう。 居住した為、 考」のに於て、姜姓は、 旗 と同音の 河西 江 南

貢山 を祖神としてゐる事を述べてゐられるが、 水沢地篇、汧山在汧県西、呉山国語作政山、 與與通、広雅釈山作 開 Ή 幷

王先謙の漢書地理志補

注によれ

ば

汧

O

事を思ふと、一つの仮設として母国に逃れる事は最もあり得べき事で、史記瞀世家によれば、晉文公は「重耳 る事であるが、 狄毋国也」とあつて、驪姫の難を避けて、母国狄に逃げ、魯世家によれば、 故亡在陳」とあつて、 は又呉山とも戯山とも称せられてゐたのである。そして姜姓は太伯の毋太 やはり戯仲建国説話の存する河東の虞国に奔つたと見るが一応妥当であらう。 毋国陳に逃げてゐる。 かくの如き例 から見て、虞仲が母 季友は慶仲を避けて「 国 姜の出 に逃 でた所 げる事

K れであるにせよ、この説話の内容が、周が未だ王朝を建てた後でない事を思ふ時、 なかつた事は確かである。韓詩外伝は、 遠隔の地 即

大王薨、季之呉、告伯仲、伯仲従季 丽 帰、群臣 知 伯立 季、

垃

ふが、これに対して、この呉が江南の呉であるとすれば、崔述が豊鎬考信録巻九に、 不 近 情理、 古者列国各 有嘅 域、 岐之去 具数千里**、** 使命 所 不 能 通

語尤

と言ふ通りであつて、 の事に関して、 太伯弈吳伝説にそのまま言へる事である。これに関聯して、周公弈楚説話をとりあげて見たい。 周公弈楚」とあり、 成王召公との間に、 尚書の金縢召誥、洛皓、君奭等及び詩の豳風鴟梟九毀等の諸篇を見ると、 問時に又「古者列国各有疆域、岐之去與数千里、使命所不能通」と言る批判は、史記 隙を生じ、 東伯を辞して樊に奔つた事がわかる。 史記 周公 は洛営

れについて、 蔵琳は経義雑記に論衡を引用して、

時 崩 類 周公死, 云、 周 金 八公居 狐 儒者説 摂 於 **⊟** 葬 之、 秋大熟 周 公之間 為成王 未獲。 天 狐 王 大 天大 於 雷 濉 雷 疑 啊 周公以天子 電、 動 公 怒 以 示 変 風 周 礼葬 公 禾 奔 播 以 公、 偃、 樊 聖 功、 故 公人臣 大木斯 天 此今文 抜、 也 Ħi 尚 邦 欲 以 以 大 臣 恐 王 古 文

王

季

安

能

古文尚書説

あり、 と言ひ、古文尚書説と今文尚書説は相互に異なる見解を持つ事を示してゐる。この問題は今尚未解決の問題で 臧琳も、

史記 論 衡 兼戦 両説、 為古今文異證之明証 今分録 以 韶 好 古 者

と述べて、全く論断を下さない。そこで史記魯世家を見ると、

及成王用事、人或滥周公、 周公亦楚、 成王発 府、 見 周 公 辭 審、 フጛ 位 反 周

公

と述べてゐる。之に対し、翁注困学紀聞引業夢得の言に、

是時楚米有國、公奚之焉

と言ひ、又馬陽の竹醬紀年統箋引邵宝の言に、

周公避流言、嘗居東矣、魯公封也、不之魯、

M

Ż

と言ふ、そして邵宝は更に語をついで、

在 徒 雅州 楚 据 麓 戦 万年 国策、 左伝 県 旃 成十三年 恵施 五十 H, 里、 昔王季 斌王 避晉 墓 歴 候 在 于 奜 万 新 干 年 楚 麓 県 Щ 之尾 酉 杜 注 南三十 欒 新 里 楚 水 齧其 秦 地 周 公弈 基、 也 楚、 括 季 婦 地 当是 梉 志 銘 因 E, 終 南 流 常出 Ш 王 在 名楚 成 周、 居依干 Ш 王

王 季 武 王之墓 地、 必 無 遠 涉 東 都 之理、 邵 疑、 為 楚 国 謬 矣

と言ひ、馬陽はこれを結んで

成王 金 執 以 位 E . 維 朕 小子、其新 逆 王 出 郊、 天乃 雨 反 風、 則 居 東 為 成 周 之 近 郊

而必非東都明矣、

と言 つて、 楚 人侵鄭」以下、 成 荆 周の近郊楚山に周公は奔つたのであると述べてゐる。そして傳斯年氏は大東小東説で 蛮 北 侵後、 始有 乃称楚、金文有「王在楚」之語、知其地必為嵩 此号、春秋荘十、十四、二十三、二十八年 皆 山逸南山麓之称 称 荆、僖 に於て、 公元年

と言ひ、 史記 何れも、 載周公当危難時、出奔楚、如非其封地何得干艱難走之乎、此亦魯在魯山之一 「周公奔楚」は、 周公が南方の楚国に奔つたのでなくて、近くの王季武王の墓がある楚山 証也 K

奔つた事を述べてゐる。

が遠く数于里も離れて行く訳がなく、必ずや周の北與の地に奔つたであらう事が考へられる。 とすれば地理的事情は楚よりも困難である呉の地に、未だ「武王克殷」の事もなかつた大王の時代に、 太伯

要之、太伯奔吳の伝説は、 中原眞国に於て行はれた説話が、南方民族によつて、江南の地に訛伝せられたものであらう。 呉国にとつては単なる建国伝説にすぎず、 従つて呉が姫姓である事はな

(注)

(1) 日本中国学会報第十一集拙論「字について」

(3) 左伝僖五年杜注

貝塚茂樹博士

中国古代史学の発展

5) 中国国立中央研究院歴史语言研究所集刊第二十六本所収4) 加藤常賢博士 支那古代家族制度研究 昭穆制度考参照

中国国立中央研究院歴史語書研究所集刊第二十六本所収

(6) 加藤常賢博士 日本中国学会報第一集

· 中国国立研究院歷史語言研究所集刊第二本第一分所収

...

-29 -